

グリーン購入法購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査 よくあるご質問

2026/10/8

設問No.	質問分類	質問内容	回答内容
問1-1	回答者等	【業務経験年数】 「業務経験」の対象には、グリーン購入・環境配慮契約の「専任業務」が該当するのか。 専任担当者はいない。本調査のまとめ(関係部署への回答依頼、収集、回答書作成、提出等)を複数年実施している。	本調査のまとめ作業は業務経験年数の対象になります。 業務経験年数の対象には「兼任」業務も該当します。グリーン購入・環境配慮契約「専任」の業務に限定していません。
問1-1	回答者等	【環境配慮契約法に関する回答の担当者】 複数部署で契約している場合、すべての担当者を回答欄に記入するのか。	団体において、環境配慮契約に係る業務をとりまとめている担当者の情報を記入します。
問1-2	団体概要	【一般行政職】 一般行政職の定義はあるのか。	「地方公務員給与実態調査」(総務省)における「用語解説」をご参照ください。 ご不明の場合、貴団体人事担当課または給与担当課にご確認ください。 用語解説(総務省) https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/j-k system/wording h25.html
問1-2	団体概要	【一般行政職】 当市の職員には①一般事務職②一般技術職③技術職④保育・言語職⑤消防職⑥医療技術職⑦技能労務職がいる。 一般行政職に限る場合、どの職員が対象になるのか。	「地方公務員給与実態調査」(総務省)における一般行政職の職員数をご回答ください。 ご不明の場合、貴団体人事担当課または給与担当課にご確認ください。
問1-2	団体概要	【調査対象】 調査対象の部署はどこか。調達関連業務を行う庁舎外の機関・部署も対象になるのか。	各団体が設定したグリーン調達・環境配慮契約の対象範囲(該当部署等)に基づき、ご回答ください。

グリーン購入法購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査 よくあるご質問

2026/10/8

設問No.	質問分類	質問内容	回答内容
問2-1	グリーン購入法	【調達方針の策定】 エコアクション21の中に、グリーン購入の手順がある。手順書に購入すべき品目を規定しているが、何パーセントを目標とするといった到達目標まで規定していない。この場合、環境方針の策定に該当するのか。	グリーン購入の手順に、当該年度の調達品目、基準、調達目標が記載されていなければ単独で策定しているとは言えません。「3. 調達方針を策定していない」と回答します。
問2-2	環境配慮契約法	【契約方針の策定】 環境配慮契約方針のうち、電力のみを対象にしている場合、「1.単独で契約方針を策定している」に該当するのか。	「1.単独で契約方針を策定している」に該当します。 電力のみを対象にした契約方針を策定・運用している場合においても、契約方針等の文書名を「名称」欄にご記入ください。
問2-2	環境配慮契約法	【契約方針の策定】 環境配慮契約方針の名称について、電気に関する契約と建築物に関する契約の方針を個別に策定している場合、どのように回答するのか。	各方針の名称を「／」で区切って2種類ともご記入ください。 どちらも温室効果ガス等の排出の削減に配慮する契約に該当します。
問2-2	環境配慮契約法	【契約方針の策定】 契約方針の文書名が「環境配慮契約方針」ではなくても、設問の注釈（温室効果ガス等の排出の削減に配慮する契約の種類を定めている）に該当すれば、契約方針とみなす、という解釈でよいのか。	「温室効果ガス等の排出の削減に配慮する契約の種類を定めている」ものを書式等によらず契約方針の対象とします。
問2-3	調達方針及び契約方針	【環境基本計画等の策定状況】 地球温暖化防止に資する計画に、環境配慮契約に関連する取組がない場合、どのように回答するのか。	「策定状況」は「策定している」、「環境配慮契約に関連する取組を定めている」は【無回答】とします。
問2-3	調達方針及び契約方針	【環境基本計画等の策定状況】 「循環型社会推進地域づくり計画(主に下水道整備)」は循環型社会形成に資する計画に該当するのか。	該当します。

グリーン購入法購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査 よくあるご質問

2026/10/8

設問No.	質問分類	質問内容	回答内容
問2-3	調達方針及び契約方針	【環境基本計画等の策定状況】 地球温暖化対策実行計画と循環型社会推進計画を別々に策定せず、両方を包含する計画を策定している場合、「地球温暖化防止に資する計画」と「循環型社会形成に資する計画」のどちらも「策定している」とするのか。	「地球温暖化防止に資する計画」と「循環型社会形成に資する計画」のどちらも「策定している」に該当します。
問2-3	調達方針及び契約方針	【環境基本計画等の策定状況】 廃棄物処理に関する条例はあるが、所管エリア内に廃棄物処理事業者がいないため、廃棄物処理事業者の選定は県の条例に準じて対応している。この場合、当団体が主体として事業者を選定しないため、「その他」欄の「策定状況」は「無回答」とするのか。	「その他」は「策定状況」は「無回答」になります。 グリーン購入や環境配慮契約に関する事業者選定を主体として行わないため、県の条例に準じた廃棄物処理に関する条例は「その他」の対象外になります。
問2-3	調達方針及び契約方針	【環境基本計画等の策定状況】 環境基本計画等の策定状況の公表について、ウェブサイトに掲載していないと、「公表している」と回答できないのか。	ウェブサイト以外の文書への掲載や掲示などがある場合、「公表している」とご回答ください。公表の方法はウェブサイトへの掲載に限定していません。
問2-9	調達方針及び契約方針	【環境配慮契約の具体的な取組】 一部署の新電力の契約にあたり、現況調査や施設管理等を担う総務部と調整し成約した。環境配慮契約単体ではなく、施設管理・契約の仕組みにおいて対応した。 回答は「調達・契約に関わる文書に具体的な取組を定めている」に該当するのか、「担当者の業務マニュアル、手引き書等の中で、体制や手順を定めて実施」に該当するのか。	新電力契約の案件を施設管理・契約の仕組みに沿って組織的に対応されています。 全庁対象の仕組みに沿った対応の場合、「契約書、仕様書、入札説明書の調達・契約に関わる文書に具体的な取組を定めている」に該当します。 実務担当者対象の仕組みに沿った対応の場合、「担当者の業務マニュアル、手引き書等の中で、体制や手順を定めて実施」に該当します。
問3-1	グリーン購入法	【設問中の年度指定】 「令和6年度の」と指定していない場合、「令和7年度」の状況を回答するのか。	年度指定のない設問には、現状をご回答ください。
問3-1	グリーン購入法	【調達方針の対象範囲】 調達方針とは「単独の調達方針または調達方針以外の計画、方針や要綱等」という理解でよいのか。	良いです。 文書名に依らず、内容に調達目標や調達推進品目、基準を定め、方針として機能しているものは対象になります。

グリーン購入法購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査 よくあるご質問

2026/10/8

設問No.	質問分類	質問内容	回答内容
問3-1	グリーン購入法	【組織的な取り組み】 調達方針に基づいて取り組んでいるが、実績がない場合、組織的に取り組んでいると回答して良いのか。	良いです。 調達方針等に調達目標や調達を推進する品目が定められている場合、調達の仕組みがあるので、「組織的に取り組んでいる」と回答します。
問3-1	グリーン購入法	「設備」とは具体的に何をさすのか。	グリーン購入法「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月)」の「特定調達品目の分野及び品目一覧【22分野288品目】」のうち、「設備-11品目」をさします。
問3-1	グリーン購入法	「役務」とは具体的に何をさすのか。	グリーン購入法「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月)」の「特定調達品目の分野及び品目一覧【22分野288品目】」のうち、「役務-20品目」をさします。
問3-1	グリーン購入法	特定調達品目の分野及び品目には何があるのか。	環境物品等の調達の推進に関する基本方針 *特定調達品目の分野及び品目一覧【22分野287品目】 https://www.env.go.jp/content/000128297.pdf
問3-1	グリーン購入法	【Aグリーン購入の取組状況】 組織的にグリーン購入に取り組んでいるが、該当しない分野(庁舎内に対象設備・施設がない等)の設問は無回答でもよいのか。	無回答とします。
問3-1	グリーン購入法	【Aグリーン購入の取組状況】 マスクは「災害備蓄用品」に該当するのか。「その他繊維製品」に該当するのか。	マスクはグリーン購入法特定調達品目の対象外です。 貴団体のグリーン購入対象品目がグリーン購入法特定調達品目と一致しない場合(例えば、マスクを貴団体の対象品目「災害備蓄用品」として独自に設定している等)、貴団体の対象品目の活動状況をご回答ください。

グリーン購入法購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査 よくあるご質問

2026/10/8

設問No.	質問分類	質問内容	回答内容
問3-1	グリーン購入法	【Aグリーン購入の取組状況－役務(食堂、飲料自動販売機設置)】 組織的にグリーン購入に取り組んでいるが、テナントとして建物の一部分に入居し、食堂や飲料自動販売機設置の発注機会がない場合はどのように回答するのか。	役務(食堂、飲料自動販売機設置)として主体的な選択・発注の機会・権限がない場合、対象外になります。 「役務-20品目」のうち、1品目でも主体的にグリーン購入が実施された場合、「役務」は「組織的に取り組んでいる」に該当します。
問3-1	グリーン購入法	【Aグリーン購入の取組状況－役務(自動車整備)】 組織的にグリーン購入に取り組んでいるが、自動車の購入時に、自動車の販売と維持管理を提供する事業者をそれぞれ選択・発注している場合、自動車整備を自動車購入と分離して発注することはない。どのように回答するのか。	役務(自動車整備)として選択・発注の機会・権限がない場合、対象外になります。 「役務-20品目」のうち、1品目でも主体的にグリーン購入が実施された場合、「役務」は「組織的に取り組んでいる」に該当します。
問3-1	グリーン購入法	【Cグリーン購入の調達実績】 グリーン購入法適合品の購入金額を分野毎に集計せず、全体(合計)を把握しているため、分野別に回答できないが、実績は集計している。どのように回答すればよいか。印刷情報用紙等は100%だが、分野により購入実績は異なり、全体で把握した購入実績は、分野によるばらつきを平均した値になる。	グリーン購入対象分野の回答欄に、全体で把握している調達実績(%)を回答します。 グリーン購入に取り組んでいない分野は「5. 調達実績を把握していない」と回答します。
問3-1	グリーン購入法	【Cグリーン購入の調達実績】 本市で設定した品目別にグリーン購入金額を把握し、合計のグリーン購入金額を算出、[全グリーン購入金額]／[全調達金額]＝[調達実績(%)]を管理項目にしている。グリーン購入法の対象分野(本市設定品目と一致しない分野)毎のグリーン購入実績(%)はわからない場合、どのように回答するのか。	市設定のグリーン購入対象分野が含まれる「分野」の回答欄に、全体で把握している調達実績(%)を回答します。 グリーン購入に取り組んでいない分野は「5. 調達実績を把握していない」と回答します。
問3-1	グリーン購入法	【Cグリーン購入の調達実績】 「令和6年度のグリーン購入の調達実績」が98～99%の場合、「100%調達している」と回答するのか。	「ほぼ100%調達している」と回答します。

グリーン購入法購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査 よくあるご質問

2026/10/8

設問No.	質問分類	質問内容	回答内容
問3-1	グリーン購入法	【Cグリーン購入の調達実績】 「令和6年度のグリーン購入の調達実績」が回答「1.ほぼ100%調達」と「2.80%以上調達」の間(例えば90%以上等)の場合、これまでの実績をふまえて判断し、回答してよいのか。	はい。調達実績(%)は各団体の算出方法によりますので、これまでの実績をふまえてご回答ください。
問3-1	グリーン購入法	【Cグリーン購入の調達実績】 本市では2年毎に実績を把握するため、令和5年度の実績を把握しているが、令和6年度の実績は出ていない。こちらは未記入でよいのか。	実績把握の仕組みにより、回答が異なります。 ■毎年実績を把握する仕組みで、集計期間が本調査期間以降の場合、未記入とします。 ・毎年実績を把握する仕組みはあるが、集計期間が本調査期間以降のため、回答できない状況にあります。 ・「A取組状況」は1.または2.の回答になります。 ■2年毎に実績を把握する仕組みで、令和6年度は実績を把握しない年度に該当する場合、令和5年度の実績をご回答ください。 ・令和3年度の実績を「令和5～令和6年度(2年度分)」の実績と設定し、次の目的設定期間の施策立案に向けてマネジメントシステムのC(チェック)→A(アクション)に繋げる場合、令和5年度の実績は「令和5～令和6年度」の実績に該当します。 ■不定期に実績を把握する仕組みの場合、「実績を把握していない」とご回答ください。 ・令和6年度の実績が対象となります。
問3-1	グリーン購入法	【Cグリーン購入の調達実績】 紙類は「コピー用紙」と「その他紙類」の2品目に分類しそれぞれの実績を把握している。紙類の実績はどのように回答するのか。	「コピー用紙」と「その他紙類」をあわせた購入実績(%)([実績合計:コピー用紙+その他紙類]/[母集団:コピー用紙+その他紙類])を算出しご回答ください。
問3-1	グリーン購入法	【Cグリーン購入の調達実績】 グリーン購入の調達実績を分野別ではなく、対象分野全体(合計)の調達件数を把握し公表している。分野別の回答はできないが、対象分野全体の実績を把握・公表している場合、どのように回答すればよいのか。	グリーン購入に取り組んでいる分野の回答欄に、全体で把握している調達実績(%)、実績公表の有無を回答します。 グリーン購入に取り組んでいない分野は「6. 調達実績を把握していない」と回答します。

グリーン購入法購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査 よくあるご質問

2026/10/8

設問No.	質問分類	質問内容	回答内容
問3-1	グリーン購入法	【Cグリーン購入の調達実績】 全分野毎の調達実績を把握し、実績公表をしていないと、「調達している」「実績公表：有」の回答に該当しないのか。	1分野でも調達実績を把握し、実績を公表していれば、その分野について「調達している(4段階のいずれか)」「実績公表：有」と回答します。
問3-1	グリーン購入法	【Cグリーン購入の調達実績】 グリーン購入法の対象分野と異なる本市独自の分類「消耗品、備品、印刷用紙」の調達実績を集計し、「消耗品、備品、印刷用紙」合計のグリーン購入調達実績を公表している。そのため、グリーン購入法の対象分野に対応する実績・公表状況の抽出が難しい。どのように回答すればよいか。	市独自の分類と合致する分野(紙類、文具類等)」の回答欄に、調達実績(%)を回答します。 グリーン購入に取り組んでいない分野は「6. 調達実績を把握していない」と回答します。
問3-1	グリーン購入法	【D調達実績の公表】 マネジメントシステムに沿って令和5年度内に実績を公表する予定がある場合、調達実績公表は「公表している」に該当するのか。	「公表している」とご回答ください。 組織的にグリーン購入に取り組み、マネジメントシステムに沿って調達実績の把握と調達実績公表を年度内に実施する予定であり、調達実績公表は「公表している」に該当します。
問3-1	グリーン購入法	【D調達実績の公表】 調達実績の具体的な内容は何か。調達件数や調達数量等を指すのか。また、適合品調達率のみを公表している場合、「公表している」に該当するのか。	「公表している」とご回答ください。 調達実績の公表の規定はありません。グリーン調達結果(分野と調達率)が公表されている場合、「公表している」に該当します。
問4-1	環境配慮契約法	【環境配慮契約法の説明】そもそも「環境配慮契約法とは何か」ということを説明した資料はあるのか。	環境省ホームページ「グリーン契約(環境配慮契約)について」をご参照ください。 http://www.env.go.jp/policy/ga/index.html
問4-1	環境配慮契約法	【設問中の年度指定】 「令和6年度の」と指定していない場合、「令和7年度」の状況を回答するのか。	年度指定のない設問には、現状をご回答ください。

グリーン購入法購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査 よくあるご質問

2026/10/8

設問No.	質問分類	質問内容	回答内容
問4-1	環境配慮契約法	【本庁舎以外の施設】 本庁舎以外の施設において、契約は本庁舎の担当部署が行い、施設では直接契約に携わらない場合、取組状況、予定、実績把握、実績公表にどのように回答すればよいか。	主体的に契約を行う本庁舎の担当部署にご回答をお願いします。
問4-1	環境配慮契約法	【契約方針の定義】 設問の注釈をふまえると「環境配慮契約法」を根拠としていないが実質的に環境配慮契約を実施している場合、契約方針に基づく実施や組織的な実施とみなす、という解釈でよいか。	名称や根拠が環境配慮契約法に依らず、実質的な環境配慮契約を推進する契約方針を策定している場合は「1. 契約方針に基づき、組織的に取り組んでいる」とします。また、契約方針を定めていないが実質的に環境配慮契約を推進している場合は「2. 契約方針に基づくものではないが、組織的に実施している」に該当します。
問4-1	環境配慮契約法	【契約方針の定義】 団体独自の環境配慮契約方針は作成していないが、国の基本方針に準拠して環境配慮契約に取り組んでいる。この場合、どのように回答するのか。	「1. 契約方針に基づき、組織的に取り組んでいる」とご回答ください。また、契約方針の名称に関わらず、環境配慮契約を推進する方針が定められているものは契約方針に該当します。
問4-1	環境配慮契約法	【A取組状況】 環境配慮契約のとりまとめの専任部署はなく、部署によって取組状況にばらつきがある場合はどのように回答するのか。	環境配慮契約を含む契約関連帳票や手順書等があり運用にばらつきがある場合は「2. 契約方針に基づくものではないが、組織的に取り組んでいる」、帳票や手順書等はなく担当者の判断による運用にばらつきがある場合は「3. 担当者の判断で取り組んでいる」に該当します。
問4-1	環境配慮契約法	【A取組状況・C契約実績】 「1. 契約方針等に基づき、組織的に取り組んでいる」結果、契約案件・成約とも0件の場合、契約実績はどのように回答するのか。	「A.取組状況」は「契約方針に基づく取組」、 「C.契約実績」は「令和6年度は契約の機会がなかった」に「該当」します。 実績を把握する仕組みがあり、実績を把握しており、マネジメントシステムが運用されています。

グリーン購入法購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査 よくあるご質問

2026/10/8

設問No.	質問分類	質問内容	回答内容
問4-1	環境配慮契約法	【A取組状況・C契約実績】 「契約方針等に基づき、組織的に取り組んでいる」に該当するが、基準以上の規模の契約を対象とし、基準以下の小規模案件は各課で契約しており、全案件の環境配慮契約実績を把握する仕組みはない。 基準以上の規模の対象案件は0件、基準以下の小規模案件で各課の契約の実績は把握していなかった。この場合はどのように回答すればよいか。	「A.取組状況」は「契約方針に基づく取組」、 「C.契約実績」は「令和6年度は契約の機会がなかった」に「該当」します。 実績を把握する仕組みがあり、方針で対象の環境配慮契約の実績を把握し、方針で対象外の環境配慮契約の実績を把握しないというマネジメントシステムが運用されています。
問4-1	環境配慮契約法	【電気の供給を受ける契約】 庁舎以外の施設はどこまで対象範囲になるのか。	「電気の供給を受ける契約」の主体的な選択・発注の機会・権限がない施設の場合、対象外になります。 例えば、テナントとして建物的一部分に入居し、光熱費を含む管理費として管理会社と契約、電気のみ発注する機会・権限がない場合などは対象外です。
問4-1	環境配慮契約法	【自動車の購入及び賃貸借に係る契約】 グリーン購入基本方針の「自動車の調達」において、自動車の購入から自動車の維持管理、リース等の契約といった事業者の提供サービスまで対象にしている場合、「契約方針等に基づき、組織的に取り組んでいる」に該当するのか。	「1. 契約方針等に基づき、組織的に取り組んでいる」に該当します。 契約の根拠はグリーン購入基本方針に位置付けられていますが、自動車(車種)の選択に留まらず、事業者の提供サービスの選択を含む契約まで対象にしており、実質的に契約方針の策定・運用が行われています。
問4-1	環境配慮契約法	【自動車の購入及び賃貸借に係る契約】 自動車のリース契約について、単独の契約方針は策定していないが、グリーン調達方針の自動車分野にリース契約の基準を設定している。 この場合、どのように回答すればよいか。	「契約方針に基づき、組織的に取り組んでいる」に該当します。 名称はグリーン調達方針であっても、本方針においてリース契約の基準を設定しており、組織的に基準を運用されています。
問4-1	環境配慮契約法	【自動車の購入及び賃貸借に係る契約】 「D契約実績」について。複数年リース契約の場合、初年度と最終年度のみ契約・更新手続きが生じる。調査対象年度がちょうど手続きを行わない期間の場合はどのように回答するのか。	「D.契約実績」は「無回答」、 「E.契約機会がなかった」に「該当」します。

グリーン購入法購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査 よくあるご質問

2026/10/8

設問No.	質問分類	質問内容	回答内容
問4-1	環境配慮契約法	【自動車の購入及び賃貸借に係る契約】 「F実績公表の有無」について。環境配慮契約と特出しせず、単に入札結果を公表している場合、「公表している」に該当するのか。 (なお、個別案件の公表される仕様書等を見れば、環境配慮契約であることは確認可能である。)	環境に配慮した仕様や商品を対象とした入札の場合、環境配慮契約に該当します。環境要件を配慮せず価格により選択している場合、結果として環境配慮になっていたとしても環境配慮契約には該当しません。
問4-1	環境配慮契約法	【船舶の調達に係る契約】 船舶のリースは対象になるのか。	リースは対象ではありません。 船舶の設計を発注する時に環境配慮型船舶プロポーザル方式を採用したり、小型船舶の推進機関の燃料消費率等を仕様書に含めたりすることを対象にしています。
問4-1	環境配慮契約法	【船舶の調達に係る契約】 電力の環境配慮契約方針はあるが、船舶の環境配慮契約方針や仕様書・マニュアル・帳票等はない。担当者の環境意識が高く国の環境配慮契約方針の船舶の調達に関する内容を反映して船舶の調達を実施したが、成約に至らなかった場合、どのように回答するのか。	「3. 担当者の判断で取り組んでいる」とご回答ください。 成約に至らないが、計画や調達時に環境配慮契約を推進しています。
問4-1	環境配慮契約法	【ESCO事業に係る契約】 契約方針はあるが、契約部門を通さずに、各課が直接、環境配慮契約を結んだ場合、「契約方針に基づき、組織的に取り組んでいる」に該当するのか。	「1. 契約方針に基づき、組織的に取り組んでいる」に該当します。
問4-1	環境配慮契約法	【建築物の設計に係る契約】 建築物の設計に係る契約について。環境配慮契約の対象になる業務内容や基準等は何か。	要求環境保全性能の規定(ボトムアップ)、優れた環境配慮設計の推奨(レベルアップ)の2段階の環境配慮が求められます。内容と手続きは下記資料をご参照ください。 *環境配慮契約法基本方針関連資料(令和8年3月) https://www.env.go.jp/content/000405166.pdf p106 V-2. 建築物の設計に係る契約に関する基本的事項について

グリーン購入法購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査 よくあるご質問

2026/10/8

設問No.	質問分類	質問内容	回答内容
問4-1	環境配慮契約法	【建築物の設計に係る契約、建築物の維持管理に係る契約】 「建築物の設計に係る契約」と「建築物の維持管理に係る契約」における「建築物」には「公衆トイレ」は含まれるのか。	「公衆トイレ」は建築物に含まれます。 「建築物の設計に係る契約」における「建築物」とは建築基準法上の「建築物」を指します。 「建築物の維持管理に係る契約」において、電気設備保守管理業務、機械設備保守管理業務及びエレベーターを中心とした搬送設備保守管理業務を含む業務を主な対象とします。 *環境配慮契約法基本方針関連資料(令和8年3月) https://www.env.go.jp/content/000405166.pdf p110「2.用語の定義」建築物 *環境配慮契約法基本方針関連資料(令和8年3月) https://www.env.go.jp/content/000405166.pdf p130「2-2対象とする業務範囲等」
問4-1	環境配慮契約法	【建築物の維持管理に係る契約】 「維持管理」の定義・対象範囲は何か。	施設の導入設備・機器等の適切な運転保守管理、運用改善等の実施により直接的に温室効果ガス排出削減が期待される「電気設備保守管理業務、機械設備保守管理業務及びエレベーターを中心とした搬送設備保守管理業務」を含む業務を主な対象とします。 *環境配慮契約法基本方針関連資料(令和8年3月) https://www.env.go.jp/content/000405166.pdf p130「2-2対象とする業務範囲等」
問4-1	環境配慮契約法	【産業廃棄物処理に係る契約】 下水処理設備(廃棄物処理事業者ではない事業者)の契約は環境配慮契約の対象になるのか。	対象になりません。環境配慮契約の「産業廃棄物処理に係る契約」は廃棄物処理事業者との契約が対象となります。

グリーン購入法購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査 よくあるご質問

2026/10/8

設問No.	質問分類	質問内容	回答内容
問4-1	環境配慮契約法	【産業廃棄物処理に係る契約】 産業廃棄物処理の取組状況について。環境配慮契約は行っているが、産業廃棄物処理に係る契約実績がない場合は無回答になるのか。	契約方針に基づく取組、組織的な取組、担当者の判断による取組を運用し実績がない場合、「B.取組状況」は選択肢1～3(契約方針に基づく取組、組織的な取組、担当者の判断による取組)の中から該当する回答を選びます。 産業廃棄物処理に係る契約自体がない場合、「E.契約機会がなかった」に「該当」します。
問5-1	環境配慮促進法	【環境配慮等の状況の公表】 公表内容が温暖化対策とグリーン購入実績のみの場合も、「すでに公表している」と回答してよいのか。	「すでに公表している」と回答します。 公表内容(分野)の特定はありませんので、所掌事務に係る環境配慮等の状況が公表されていまして、「すでに公表している」に該当します。
問5-1	環境配慮促進法	【環境配慮等の状況の公表】 地球温暖化対策実行計画に基づき、環境配慮等の状況を公表していることは、「公表している」ことに該当するのか。	「すでに公表している」と回答します。 根拠法の特定はありませんので、所掌事務に係る環境配慮等の状況が公表されていまして、「すでに公表している」に該当します。
問5-1	環境配慮促進法	【環境配慮等の状況の公表】 設問に「環境配慮促進法第7条に基づき」とあるが、本市条例に基づいて環境白書を作成・公表している場合、どのように回答するのか。	「すでに公表している」とご回答ください。 また、条例に基づいて実施している旨、問5-2「その他」欄に特記してください。
問5-1	環境配慮促進法	【環境配慮等の状況の公表】 本市の環境マネジメントシステムの運用状況や監査等の報告、環境配慮に関する事業等をホームページで公表し、一部、冊子を配布している。このような取組は「すでに公表している」に該当するのか。	「すでに公表している」とご回答ください。 団体の詳細な環境配慮等の情報を環境レポートと同様な形式で公表されています。

グリーン購入法購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査 よくあるご質問

2026/10/8

設問No.	質問分類	質問内容	回答内容
問5-4	環境配慮促進法	【調達対象の事業者への対応】 「報告書にグリーン購入法適合の用紙を使用していること」という仕様は事業者選定にあたって「考慮している」に該当するのか。	印刷物の環境配慮のみに考慮している場合、「考慮している」に該当しません。 事業者の提供する商品・サービスだけではなく、事業者自身の環境管理(ISO14001、エコアクション21による環境管理等)を考慮して事業者を選定している場合、「考慮している」に該当します。